

公的研究費の適正な運営・管理について

本学は、平成26年2月18日改正文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、文部科学省又は文部科学省が所轄する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下、「競争的資金等」という。）について、適正な運営・管理を実践する体制の整備・強化に努めて参ります。

以下に、本学における責任体制、事務手続き等について示します。

責任体制

（最高管理責任者）

- 本学に、競争的資金等に関する運営・管理の最高責任者を置き、学長をもって充てる。
- 最高管理責任者は、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負うものとする。
- 最高管理責任者は、次の役割を担う。
 - (1) 不正防止対策の基本方針を策定し、これを周知する。
 - (2) 不正防止計画の進捗管理に努める。

（統括管理責任者）

- 本学に、競争的資金等に関する運営・管理の統括管理責任者を置き、事務部長をもって充てる。
- 統括管理責任者は、競争的資金の運営・管理について最高管理責任者を補佐し、本学全体を統括する実質的責任を負うものとする。
- 統括管理責任者は最高管理責任者が策定した不正防止対策の基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、当該実施状況を最高管理責任者に報告する。

（コンプライアンス推進責任者）

- 本学に、競争的資金等に関する運営・管理についてコンプライアンス推進責任者を置き、総務課長をもって充てる。
- コンプライアンス推進責任者は、部局における競争的資金等の運営・管理について、実質的な責任を負うものとする。
- コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の役割を担う
 - (1) 不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、競争的資金等の運営・管理に係る全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 構成員の競争的資金等の管理・執行状況等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

（責任者の管理監督責任）

- 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者については、管理監督の責任が十分に果たされず、不正を招いた場合には、本学又は、配分機関の処分の対象となり、法的な責任を負担するものとする。

適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(ルールの明確化・統一化)

- 競争的資金等に係る事務処理手続きに関する規程等について、実態と乖離していないか、必要に応じて見直しを行う。
- 競争的資金等に係る規程等について、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知する。

(職務権限の明確化)

- 競争的資金等の運営・管理に係る最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究者等の権限と責任は別表のとおりとする。

(相談窓口の設置)

- 本学に、競争的資金等の事務手続き等に関し明確かつ統一的な運営を図るため相談窓口を置く。
- 相談窓口は、経理課を持って組織する。
- 相談窓口は、本学内外競争的資金等に係る事務手続き等に関する問い合わせに誠意を持って対応し、効率的な研究遂行のために適切な支援に努めるものとする。

相談窓口	岡山学院大学岡山短期大学 事務部経理課
場所	〒710-8511 岡山県倉敷市有城787
連絡先	電話 086-428-2651
	FAX 086-429-0323
	E-mail kaikeil@owc.ac.jp

(関係者の意識向上)

- コンプライアンス推進責任者は競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象にコンプライアンス教育を実施し、次の事項を含む誓約書の提出を求める。
 - (1) 本学の規則等を遵守すること
 - (2) 不正を行わないこと
 - (3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

(競争的資金等への応募等の制限)

- 誓約書の提出がない場合にあつては、競争的資金等へ申請する事あるいは当該競争的資金の運営・管理等の業務に関わるできないものとする。

不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(管理体制)

- 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮し、不正防止に率先して対応し、不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

(研究代表者等の責務)

- 研究代表者等は、競争的資金等は本学により管理される公的資金である事を十分に認識するとともに、次の各号の規程を遵守しなければならない。
 - (1) 岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程
 - (2) 学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学研究倫理規程
 - (3) 岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程

(事務職員の責務)

- 競争的資金等の事務処理に係る職員は、専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保し、効率的な研究遂行を目指した事務を担わなければならない。

(不正防止対策室の設置)

- 最高管理責任者のもとに、本学競争的資金等不正防止対策室（以下「不正防止対策室」という）を置く。

(任務)

- 不正防止対策室は、競争的資金等の不正防止に関し、次の事項を行う。
 - (1) 不正防止計画の策定及び推進に関すること。
 - (2) 不正防止、コンプライアンス意識に関する啓発、研修及び調査に関すること。
 - (3) その他不正防止のために必要な事項

(室長)

- 不正防止対策室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
室長は、不正防止対策室の業務を統括する。

(室員)

- 不正防止対策室に室員若干名を置き、コンプライアンス推進責任者及び経理課の事務職員をもって充てる。
室員は、室長の命を受け、不正防止対策室の業務を処理する。

研究費の適正な運営・管理活動

(業者等への対応)

- 業者等に学内規則等を説明し、これを遵守させるとともに本学が定める基準に該当する業者等に対しては、競争的資金等の適正な使用と管理について、次の事項を含む誓約書を提出させる。
 - (1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
 - (2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
 - (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がない がないこと
 - (4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

- 最高管理責任者が、競争的資金等の使用等に関する不正に関与があると判断した業者については当該競争的資金による研究活動に関する一切の取引を停止する。

情報の伝達を確保する体制の確立

(不正防止通報窓口の設置)

- 窓口は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 不正行為に係る申立ての受け付け
 - (2) 不正行為に係る申立て及び提供された情報の整理及び不正対応委員会への取次ぎ
 - (3) 申立者（氏名の秘匿を希望した者に限る。）への判定結果の通知
 - (4) 申立者及び情報提供者の人権、個人情報等の保護

通報窓口	岡山学院大学岡山短期大学 事務部総務課
場所	〒710-8511 岡山県倉敷市有城 7 8 7
連絡先	電話 086-428-2651
	FAX 086-429-0323
	E-mail kokuhatu@owc.ac.jp
受付方法	書面（電子メール、FAX）電話、面談など直接行われるべきものとする。
申立方法	原則として書面によるものとする。

(告発等の取り扱い)

- 最高管理責任者は、競争的資金等の不正使用等について、学内外からの告発等を受け付ける通報窓口を設置し、連絡先を公表するものとする。
- 通報窓口担当者は、告発を受け付けた場合には、直ちに最高管理責任者へ報告しなければならない。
- 最高管理責任者は、統括管理責任者のほか最高管理責任者が指名したものにより、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、告発等の受け付けから30日以内に、当該調査の要否を配分機関に報告しなければならない。
- 前述の取り扱いは、会計検査院及び報道機関等の外部機関からの指摘による場合についても適用する。

(調査委員会の設置及び調査)

- 最高管理責任者は、告発内容に関する調査を必要と判断した場合には、調査委員会を設置し、調査を実施するものとする。
- 調査委員会は、不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等に関する調査を実施する。

(調査中における一時執行停止)

- 最高管理責任者は、被告発者等の調査対象となっている者に対し、必要に応じて当該競争的資金の執行停止を命ずることができる。

(認定)

- 調査委員会は、調査項目について認定するものとする。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

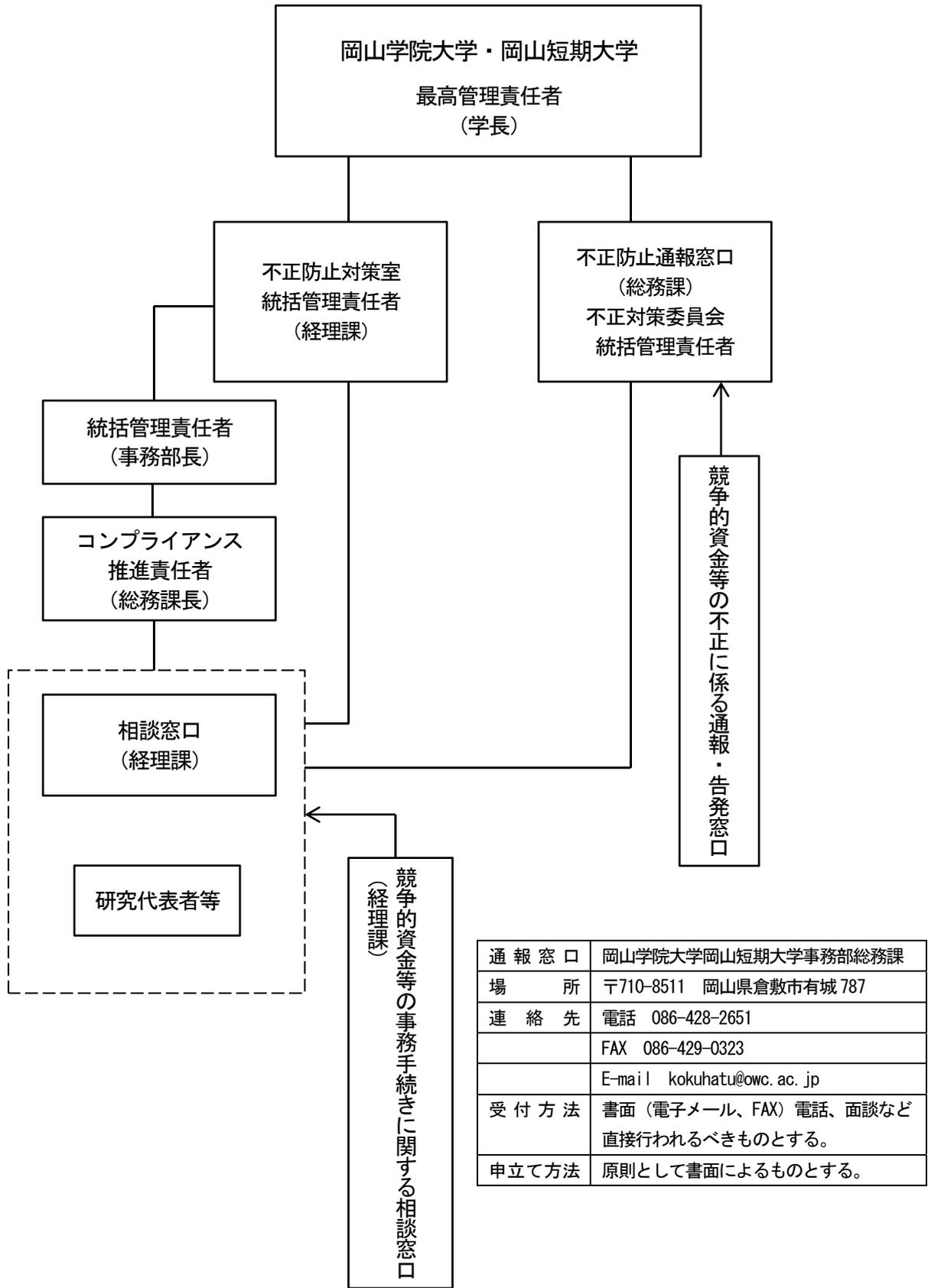
- 最高管理責任者は、告発内容に関する調査を実施する場合には、調査方針、調査対象及び調査方法等について配分機関へ報告し、協議しなければならない。
- 告発等の受け付けから210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。
- 210日以内に調査が完了しない場合は、調査の中間報告書を配分機関へ提出しなければならない。
- 調査の過程で不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関へ報告しなければならない。
- 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても調査の進捗状況報告及び調査の中間報告書を当該配分機関へ提出しなければならない。
- 調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、当該配分機関の当該事案に係る資料の提出又は閲覧若しくは現地調査に応じなければならない。

モニタリングの在り方

(内部監査部門)

- 本学における競争的資金等の適正な運営・管理及び不正防止等に関する内部監査を実施する部門（以下、「内部監査部門」という。）を最高管理責任者の下に置き、不正防止対策室がこれを兼務する。
- 内部監査部門は監査制度を整備し、競争的資金等に係る業務、モニタリングの体制及び関連する規則等の妥当性の検証等を行う。
- 内部監査部門は、監査の実施結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

管理体制イメージ図



通報窓口	岡山学院大学岡山短期大学事務部総務課
場所	〒710-8511 岡山県倉敷市有城 787
連絡先	電話 086-428-2651
	FAX 086-429-0323
	E-mail kokuhatu@owc.ac.jp
受付方法	書面（電子メール、FAX）電話、面談など 直接行われるべきものとする。
申立て方法	原則として書面によるものとする。

(別表)

職務権限と責任

区分		職務権限	責任の範囲	備考
最高管理責任者		競争的資金等の不正使用防止対策基本方針策定及び運営・管理に係る全ての事項に関する事	競争的資金等の管理・運営の全てに関する事	
統括管理責任者		競争的資金等の不正使用防止に係る具体的対策の策定・実施・指示及び運営・管理に係る状況確認等に関する事	競争的資金等の適正な運営・管理に係る指導等及び実質的な事務処理等に関する事	最高責任者への実施状況に係る定期的報告の義務
コンプライアンス推進責任者		競争的資金等の不正使用防止対策の実施及び実行に係るルール等の遵守・指導に関する事	部局における公的研究費の実質的な運営・管理に関する事	統括管理責任者への実施状況に係る定期的報告の義務
研究者等	研究者		自己の公的研究費の執行に関する事	
	事務担当者		事務処理及び予算の執行に関する事	